

太平洋北海域マツカワ・ヒラメ栽培漁業広域プラン(要旨)

太平洋北海域栽培漁業推進協議会(平成27年3月策定)

関係道県:北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

マツカワ広域プラン



1.資源造成目標

漁獲量200トン以上の回復を目指し、種苗放流と再生産魚(天然発生魚)による資源造成に努める。

2.親魚養成

遺伝的多様性に配慮し十分な量の親魚の確保に努める。

3.健苗生産と種苗放流

全長30mmサイズ種苗125万尾を生産し、出荷サイズとなる80mmまで中間育成を行い、えりも以西海域において100万尾の健全な種苗の放流に努める。

4.適地放流の推進と漁獲量の増大

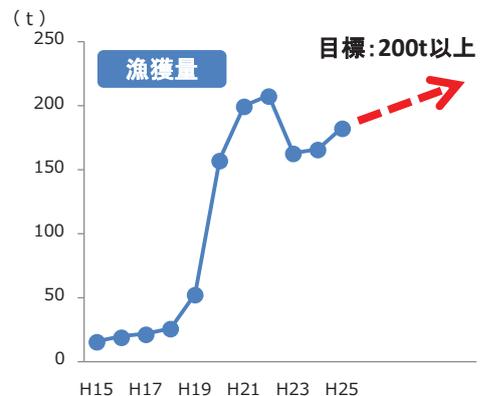
放流効果の高い地区に集中的な放流を行うなど適地放流を推進し、効果実証のためのモニタリングに努めながら直近の漁獲量の増大を図る。

5.資源造成型栽培漁業の検証のためのモニタリング

関係道県が連携し放流効果等の検証に必要なモニタリング等に取り組む。

6.漁業管理の推進

- 北海道えりも以西太平洋海域では、これまで同様すべての漁業種類で全長35cm未満魚の採捕禁止、再放流に取り組んでおり、引き続きこれらの取組を行っていく。
- 漁獲と繁殖擁護を両立する「産ませて獲る」栽培・漁業管理方策を検討し、関係道県での連携を図りつつ、広域資源管理体制の確立に向けた各種取り組みを進めていく。



ヒラメ広域プラン



1.資源造成目標及び漁獲目標

資源状態の維持を図り、震災前の漁獲量の確保に努める。

2.種苗生産と種苗放流

【親魚養成と採卵】健全な受精卵の安定確保のため、青森県等複数県は受精卵供給の拠点として親魚数の確保等に取り組む。

【種苗生産】種苗の安定確保のため、関係県間の種苗生産情報の共有化を図り、過不足に応じた調整を行うとともに、防疫体制の強化に取り組む。また、受益に応じた負担体制の実現や種苗生産の効率化に向けた検討を行う。

【種苗放流】震災前の第6次栽培漁業基本計画に示された放流数440万尾までの回復を図る。

3.適地放流の推進

- 青森県では、適地放流効果の実証や放流後の県域を越えた移動・分散状況の把握のため、現在適地と考えられている高瀬川河口周辺の砂浜域等での集中放流に努める。
- 岩手県・宮城県・福島県・茨城県においては、震災による地盤沈下や原発事故によって、放流場所を変更する必要があることから、新たな放流適地の探索を行う。
- 適地放流及び適サイズ放流等の効果を検証するため、各県が連携して、放流するヒラメ種苗の一部に適切な標識を付け、放流後の移動、分散状況の把握に必要なモニタリングを実施する。

4.資源造成型栽培漁業の検証のためのモニタリング

ヒラメ放流種苗の再生産状況の把握に向け、国立研究開発法人水産総合研究センター等とモニタリング調査体制の構築について検討する。

5.漁業管理の推進

海区委員会指示、資源管理方針、資源管理計画、自主規制の遵守に努める。

